

第 5 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日 提出

件数 3 5 件

【内訳】議案 3 4 件（条例関係 1 5 件、予算関係 1 1 件、その他 8 件）
報告 1 件

議案の要旨

条例関係

議案第 157 号 南相馬市表彰条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

市表彰候補者の欠格条項を照会する際に、根拠を明確にする必要があるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

市表彰の候補者のうち、本籍が本市以外にある者の欠格に係る照会については、当該市町村の戸籍担当課へ照会することとなるが、このときに照会根拠を明確にする必要があることから、条例に欠格条項を加えるもの。

（欠格条項）

第 3 条 次のいずれかに該当する者は、表彰しない。

破産者で復権を得ない者

禁錮以上の刑に処され、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けるまでの者

その他表彰することが適当できないと認められる者

2 施行日 公布の日

議案第 158 号 南相馬市議会議員及び南相馬市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動費用に関する公費負担の限度額が引き上げられたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

（ 1 ）経過

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、人件費、物価変動等を考慮し、3年に一度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うこととして

いる。

今回の見直しは、消費税増税額（５％→８％）を踏まえて、選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る限度額の引上げがされた。

（２）改正内容

選挙運動用自動車の使用に関する公営の限度額（第１条関係）

| 区分 | | 改正後 | 改正前 |
|-------------------|------------------|---------|---------|
| 一般運送契約 （タクシー等） | 自動車借入 （１日につき） | 変更なし | ６４，５００円 |
| 一般運送契約以 外の契約 | 自動車借入 （１日につき） | １５，８００円 | １５，３００円 |
| | 燃料代 （１日につき） | ７，５６０円 | ７，３５０円 |
| | 運転手 （１日につき） | 変更なし | １２，５００円 |

選挙運動用ポスターの作成に関する公営の限度額（第２条関係）

| 区分 | 改正後 | 改正前 |
|------------|----------|----------|
| 印刷費（１枚当たり） | ３９３円８０銭 | ３８２円８６銭 |
| 企画費 | ２３２，８７５円 | ２２６，４０７円 |

選挙運動用ビラの作成に関する公営の限度額】（第３条関係）

| 区分 | 改正後 | 改正前 |
|------------|-------|-------|
| 印刷費（１枚当たり） | ７円５１銭 | ７円３０銭 |

２ 施行日 公布の日

- ３ 適用区分 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

| | |
|------------------|---|
| 議案第 159 号 | 南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正する条例制定 について |
|------------------|---|

【趣旨】

鹿島区南右田行政区の区域を北右田行政区の区域に編入するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 現状・協議経過

- ・南右田行政区は、東日本大震災により行政区の区域が災害危険区域に指定されている。
- ・震災前 70 世帯あった世帯が現在 2 世帯となっている。
- ・行政区の総会において、平成 29 年 3 月をもって解散することが確認された。
- ・南右田行政区からの行政区解散の申出により、南右田行政区に隣接する北右田行政区との協議の結果、北右田行政区に再編するもの。

(2) 改正内容（別表関係）

| 改正後 | | 改正前 | |
|------|----------|------|-----|
| 行政区名 | 区 域 | 行政区名 | 区 域 |
| 北右田 | 北右田及び南右田 | 北右田 | 北右田 |
| | | 南右田 | 南右田 |

2 施行日 平成 29 年 4 月 1 日

| | |
|------------------|---|
| 議案第 160 号 | 南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例制定について |
|------------------|---|

【趣旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇の分割取得等を加えるため、並びに不妊治療休暇を新設するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条例改正

平成 28 年福島県人事委員会勧告に準じて、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大について制度化するもの。

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------|---|
| 介護休暇の分割取得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の申出に基づき、任命権者が、当該職員が介護休暇を請求できる期間を指定 ・ 指定期間は、要介護者が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定 ・ 給与は無給 |
| 介護時間の新設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないことができる。 ・ 給与は無給 |
| 育児休業等に係る子の範囲の拡大 | 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子 ・ 里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子 |

(2) 不妊治療休暇の新設

近年の晩婚化や出産時の女性の年齢が上昇していることに伴い、不妊治療を受ける夫婦が増加していることから、仕事と不妊治療の両立ができるよう新たに不妊治療休暇を整備するもの。

【不妊治療休暇の内容】

| 区 分 | 内 容 |
|------|--------------|
| 取得期間 | 1回の申請につき6月以内 |
| 取得単位 | 1日又は1時間 |
| 給 料 | 無給 |

2 施行日 平成29年1月1日

| | |
|-----------|---|
| 議案第 161 号 | 南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 162 号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 163 号 | 議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 164 号 | 南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について |

【趣旨】

平成 28 年福島県人事委員会勧告に準じて、一般職員等の給与等について見直しを行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

(1) 福島県人事委員会による勧告内容

平成 28 年 4 月の公民較差に基づく給与改定

- ・ 民間給与との較差 (0.05%) を埋めるため、初任給を中心に、若年層の給料月額を引上げ
- ・ 特別給 (期末・勤勉手当) を 0.1 月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
扶養手当額の見直し
- ・ 人事院勧告の内容を踏まえた配偶者に係る扶養手当額の見直し
- ・ 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ (平成 29 年 4 月以降段階的に実施)

(2) 条例改正内容

月例給

若年層の給料月額を引上げ改定

- ・ 行政職給料表 (一) (平均改定率 0.06% 引上げ)

| 級 | 1 | 2 | 3 | 4 ~ 7 |
|---------|-----|-----|------|-------|
| 改定率 (%) | 0.4 | 0.3 | 0.07 | 改定なし |

- ・ 医療職給料表、技能労務職給料表 (平均改定率 0.06% 引上げ)
- ・ 実施時期 平成 28 年 4 月 1 日

勤勉手当

年間支給月数を0.1月分引上げ(対象:一般職員、任期付職員)

| 区 分 | | 6 月期 | 1 2 月期 | 合計 |
|--------|------|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 28年度 | 期末手当 | 1.225月 (支給済) | 1.325月 (改定なし) | 2.55月 (改定なし) |
| | 勤勉手当 | 0.8月 (支給済) | 0.9月 (現行0.8月) | 1.7月 (現行1.6月) |
| 29年度以降 | 期末手当 | 1.225月 | 1.325月 | 2.55月 |
| | 勤勉手当 | 0.85月 | 0.85月 | 1.7月 |

年間支給月数を0.05月分引上げ(対象:再任用職員)

| 区 分 | | 6 月期 | 1 2 月期 | 合計 |
|--------|------|-----------------|-----------------------------|--------------------------|
| 28年度 | 期末手当 | 0.65月 (支給済) | 0.75月 (改定なし) | 1.4月 (改定なし) |
| | 勤勉手当 | 0.375月 (支給済) | 0.425月 (現行0.375月) | 0.8月 (現行0.75月) |
| 29年度以降 | 期末手当 | 0.65月 | 0.75月 | 1.4月 |
| | 勤勉手当 | 0.4月 | 0.4月 | 0.8月 |

期末手当(対象:特別職、議会議員、特定任期付職員)

年間支給月数を0.1月分引上げ

| 区 分 | | 6 月期 | 1 2 月期 | 合計 |
|--------|------|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 28年度 | 期末手当 | 1.525月 (支給済) | 1.675月 (現行1.575月) | 3.2月 (現行3.1月) |
| 29年度以降 | 期末手当 | 1.6月 | 1.6月 | 3.2月 |

・実施時期 平成28年12月1日

扶養手当

配偶者に係る扶養手当の見直しとして、配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げるもの。

- ・配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円
- ・平成31年度以降、部次長級(行6級)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給する。
- ・平成32年度以降、部長級(行7級)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。
- ・配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を段階的に引下げる。

【各年度における扶養手当の額】

| 扶養親族 | | 年 度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度以降 |
|--------------|--------------|-----|----------|----------|----------|-----------------|-------------|
| 配偶者 | 行政職給料表 5 級以下 | | 13,000 | 10,000 | 6,500 | 6,500 | 6,500 |
| | 行政職給料表 6 級 | | 13,000 | 10,000 | 6,500 | 3,500 | 3,500 |
| | 行政職給料表 7 級 | | 13,000 | 10,000 | 6,500 | 3,500 | (支給しない) |
| 子 | | | 6,500 | 8,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 子(配偶者がいない場合) | | | 11,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 父母等 | 行政職給料表 5 級以下 | | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 6,500 |
| | 行政職給料表 6 級 | | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 3,500 | 3,500 |
| | 行政職給料表 7 級 | | 6,500 | 6,500 | 6,500 | 3,500 | (支給しない) |
| | 配偶者がいない場合 | | 11,000 | 9,000 | 6,500 | 上記級の区分 に応じた額 | 上記級の区分に応じた額 |

・実施時期 平成 29 年 4 月 1 日から

| | |
|-----------|---|
| 議案第 165 号 | 南相馬市立病院看護職員の平成 28 年度特殊勤務手当の特例に関する条例制定について |
|-----------|---|

【趣旨】

福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を活用し、看護職員の特殊勤務手当を支給するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

| 定める項目 | 条 | 内 容 |
|---------------------|--------------|--|
| 特殊勤務手当の種類、額及び支給対象職員 | 第 2 条及び第 3 条 | <p>【看護体制強化支援手当】</p> <p>支給額 年 26 万 6,000 円の範囲内で市長が定める額</p> <p>支給対象職員</p> <p>平成 29 年 3 月 31 日時点において市立病院に勤務する看護師、准看護師及び助産師(以下「看護職員」という。)</p> <p>【ふるさと就職支援手当】</p> <p>支給額 勤務 1 月につき 7 万 1,300 円</p> <p>支給対象職員</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日以降に新たに採用した看護職員であって、採用した月の前の月以前に市長が別に定める地域に居住していたもの。</p> <p>支給対象職員の要件を満たす職員のうち、無給退職者、停職者、専従退職者、育児休業職員は対象外。</p> |

2 施行日等 公布の日（平成28年4月1日適用）

3 失効日 平成29年3月31日

| | |
|---------|--------------------------------|
| 議案第166号 | 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例制定について |
|---------|--------------------------------|

【趣旨】

督促手数料を廃止するため、所要の改正を行うもの。

【主な内容】

1 現状

本市では、地方自治法第231条の3第2項に基づき、市税や諸収入金の督促手数料を徴収しているが、国税・県税では徴収しておらず、また、県内13市中9市においてコンビニ収納導入等を契機に徴収していない状況にあるなど、督促手数料の廃止は全国的な傾向となっている。

近年、納付通知書が届いていないなどとして督促手数料の納付を拒否し、それが本税（料）の納付を巡るトラブルにまで発展して、対応に相当の時間を要するケース等が発生している。

また、本税（料）と督促手数料双方の日々の収入・還付処理等の事務処理や金融機関でも督促手数料の徴収漏れがないように確認を行うなどの窓口対応の負担が発生している。

2 改正の概要

督促手数料に係る納付トラブルの防止及び徴収事務の効率化を図るため、次の条例中に規定する督促手数料（1通100円）の条項等を削るもの。

南相馬市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例

南相馬市税条例

南相馬市介護保険条例

南相馬市育英資金貸付条例

南相馬市給水条例

南相馬市後期高齢者医療に関する条例

3 施行日 平成29年4月1日

（経過措置：施行日以降に発出した督促状に係る手数料は徴収しない。）

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 議案第 167 号 | 南相馬市戸籍等の無料証明に関する条例の一部を改正する条例制定について |
|-----------|------------------------------------|

【趣旨】

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 19 条の規定に基づき、公安委員会又は国外犯罪被害弔慰金等の支給申請者に対し、戸籍に関する証明を無料とするため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律の概要

(1) 経緯

従来、犯罪被害者への支援制度としては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく制度があったが、本制度の支給対象者は国内犯罪行為による被害者又はその遺族に限られていた。

国では、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた国民の遺族又は障害が残った国民に対する弔慰金等の支給について必要な事項を定める必要があるとして「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」が制定（平成 28 年 6 月 7 日公布、11 月 30 日施行）された。

(2) 支給額等

国外犯罪被害弔慰金の額 国外犯罪被害者 1 人当たり 200 万円

国外犯罪被害障害見舞金の額 国外犯罪被害者 1 人当たり 100 万円

(3) 支給手続

弔慰金等の支給を受けようとする者は、都道府県公安委員会に申請し、裁定を受ける。

2 改正概要

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 19 条において、「市町村長は、公安委員会又は国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者に対して、市町村の条例で定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。」と規定されていることから、条例第 26 号に「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 19 条の規定に基づく証明」を加えるもの。

3 施行日 公布の日

| | |
|-----------|--|
| 議案第 168 号 | 南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について |
|-----------|--|

【趣旨】

原子力災害による被災者に対する平成 29 年度の固定資産税及び軽自動車税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 固定資産税(第3条関係)

旧緊急時避難準備区域及びその他の区域(30km圏外)の土地及び家屋(第3条第3号関係)

平成28年度までは生活圏除染を行っているため2分の1減免としたが、除染作業は平成28年度で終了予定であることや、国の地価公示価格及び県の地価調査結果では、当該区域の地価が震災前の価格まで回復していることから、通常課税とすべきところ、平成29年度は激変緩和のため4分の1の減免措置とするもの。

| 原子力災害による 避難区域等 | 28年度 | 29年度 |
|--------------------|------------|------------|
| 旧緊急時避難準備区域 | 2分の1 減免 | 4分の1 減免 |
| その他の区域 (30km圏外) | | |

7月12日に解除となった避難指示区域内の土地及び家屋(第3条第4号関係)

この区域は、解除後3年間は地方税法により2分の1の減額課税となる。

一方、この区域は避難指示が5年以上継続していたため、解除となってもすぐに帰還できない状況もあることから、市独自の減免2分の1を本条例で定める。

地方税法と市条例によりこの区域は、実質負担は無くなる。

| 原子力災害による 避難区域等 | 28年度 | 29年度 | |
|--------------------------|-------------|--|--------|
| 7月12日に解除となった 旧避難指示区域内 | 地方税法により課税免除 | 2分の1減額 (地方税法) 2分の1減免 (市税減免条例) | 実質負担無し |

旧特定避難勧奨地点の土地及び家屋(第3条第3号・7号関係)

特定避難勧奨地点に指定されていた世帯の全員が避難している場合、居住の用に供する家屋とその敷地に係る固定資産税を4分の3減免とするもの。なお、避難していない場合は4分の1減免。

| 世帯全員の避難の有無 | 28年度 | 29年度 |
|------------|------------|------------|
| 有 | 全額減免 | 4分の3 減免 |
| 無 | 2分の1 減免 | 4分の1 減免 |

償却資産（第3条第9号関係）

帰還困難区域、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域で使用できない償却資産を全額減免するもの。

| 原子力災害による 避難区域等 | 使用又は 使用見込み | 28年度 | 29年度 |
|------------------------------|---------------|------|------------|
| 旧居住困難区域及 び旧避難指示解除 準備区域 | なし | 減免 | 減免(市税減免条例) |
| | あり | 課税 | 課税(地方税法) |

避難指示に伴う荒廃家屋解体による住宅用地の特例（第3条第10号関係）

地震・津波により滅失・損壊した住宅の敷地については、更地となった場合、住宅用地とみなし、平成33年度分までは住宅用地に対する課税標準の特例が適用され税負担が軽減される。

避難指示に伴う荒廃家屋解体の場合についても、建築需要の高まり等により解除後直ちに建築出来ない状況であるため、地震・津波の場合と同様の減免を行うもの。

| 解体の要因 | 28年度 | 29年度 |
|-----------|-------------|----------------|
| 地震・津波 | 地方税法による課税免除 | 減額(地方税法) |
| 避難指示に伴う荒廃 | 地方税法による課税免除 | 減免 (市税減免条例) |

(2) 軽自動車税（第5条関係）

平成29年4月1日の賦課期日時点で、帰還困難区域内に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税の減免を平成29年度においても適用させるもの。

| 要件 | 対象車両 | 28年度 | 29年度 |
|---|--|------|------|
| 平成29年4月 1日の賦課期日 時点で帰還困難 区域内に放置 | <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・2輪の小型自動車 | 減 免 | 減 免 |

3 施行日 公布の日

| | |
|------------------|---|
| 議案第 169 号 | 南相馬市東日本大震災による津波被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について |
|------------------|---|

【趣旨】

平成 29 年度の津波被災区域における固定資産税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

平成 29 年度の津波被災区域における固定資産税については、海岸防災林や県道等の復旧が完了していない状況から、平成 28 年度に引き続き、全額減免又は使用状況を勘案して 2 分の 1 を減免とするもの。

(1) 平成 29 年度全額減免の対象となる土地及び家屋の追加 (第 4 条第 5 項関係) (下表...イ)

津波により区域の全部又は大部分において家屋が滅失し、又は損壊した区域に所在する土地及び家屋

津波による浸水、土砂の流入等により区域の全部又は大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域に所在する土地及び家屋

(2) 平成 29 年度 2 分の 1 減免の対象となる土地及び家屋の追加 (第 4 条第 6 項関係)

平成 29 年度において 2 分の 1 減免第二年度となるもの (下表...ロ)

平成 28 年度において課税免除土地等 (全額減免) であったもののうち、土地又は家屋の使用状況、土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧状況、市による役務の提供状況等を総合的に勘案し、平成 29 年度分の固定資産税額の 2 分の 1 を減免して課することが適当と認めるもの。(下表...ハ)

【津波被災からの復旧状況による減免等一覧】

| 課税年度 復旧年 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|-------------|--------------------|---------------------|-------------------------------------|
| (未復旧) | 全額減免 | 全額減免 | 全額減免...イ |
| 26 年 | 2 分の 1 減免 (初年度) | 2 分の 1 減免 (第二年度) | 通常課税 ただし、原子力災害による 4 分の 1 減免適用 |
| 27 年 | 全額減免 | 2 分の 1 減免 (初年度) | 2 分の 1 減免 (第二年度)...ロ |
| 28 年 | 全額減免 | 全額減免 | 2 分の 1 減免 (初年度)...ハ |

2 施行日 公布の日

議案第 170 号

南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、低所得者の多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額等の軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 制度改正の概要

国は、低所得世帯の多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充する等の措置を講ずる次の改正を行った。

多子世帯の保育料負担軽減

年収360万円未満相当世帯について、現行制度では

- ・ 1号認定子どもについては、小学校3年生まで
 - ・ 2号及び3号認定子どもについては、小学校就学前まで
- とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施

ひとり親世帯等の保育料負担軽減

年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充として、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

- | |
|-----------------------|
| 1号認定：3歳以上の子で幼稚園に通園する者 |
| 2号認定：3歳以上の子で保育園に通園する者 |
| 3号認定：3歳未満の子で保育園に通園する者 |

(2) 本市の状況

本市は、平成26年度から平成29年度までの4年間、保育料等無料化を実施しており、今般の国の制度改正に伴う影響は無い。

しかし、原発避難者特例法指定市町村から本市に避難し、市内の教育・保育施設等に入所している園児の保護者に制度改正による影響が出るため、制度改正を盛り込む条例改正を行うもの。

(3) 改正概要

多子世帯の保育料負担軽減

次の区分に応じて、利用者負担額を軽減するもの。

軽減内容：多子計算に係る年齢制限の撤廃

2人目以降を無料

| 区 分 | 該当世帯の基準及び軽減内容 |
|--------------|--|
| 1号認定 | 市民税非課税世帯、均等割額のみ在世帯、所得割課税額77,100円以下に該当する世帯(条例の別表第1(1)利用者負担額徴収基準表の第2階層から第6階層までの世帯)に係る利用者負担額について、生計を一にする最年長の子どもから順に2人目以降の利用者負担額を無料とするもの(備考6項関係)。 |
| 2号認定 3号認定 | 市民税非課税世帯、均等割額のみ在世帯、所得割課税額57,700円未満に該当する世帯(条例の別表第1(2)及び(3)利用者負担額徴収基準表の第2階層から第4階層の一部までの世帯)に係る利用者負担額について、生計を一にする最年長の子どもから順に2人目以降の利用者負担額を無料とするもの(備考第8項関係)。 |

ひとり親世帯等の保育料負担軽減(備考第4項関係)

市民税非課税世帯、均等割額のみ在世帯、所得割課税額77,101円未満に該当する世帯で、ひとり親世帯や身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯等の利用者負担額を軽減するもの。

軽減内容：多子計算に係る年齢制限を撤廃

1人目を半額、2人目以降は無料

【教育標準時間認定(1号認定)】

| 階層区分(所得割課税額) | 改正後 | 改正前 |
|--------------------------|--------|--------|
| 第2階層(市民税非課税世帯) | 0円 | 0円 |
| 第3階層(均等割額のみ在世帯) | 0円 | 2,500円 |
| 第4階層(40,000円以下) | 1,750円 | |
| 第5階層(40,001円以上60,000円以下) | 2,900円 | |
| 第6階層(60,001円以上77,101円未満) | 4,000円 | |

【保育認定（3歳児以上・2号認定）】

| 階層区分 (所得割課税額) | | 改正後 | | 改正前 | |
|------------------|--------------------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | | 保育標準 時間 | 保育短時 間 | 保育標準 時間 | 保育短時 間 |
| 第2階層 | 非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第3階層 | 均等割額世帯 | 4,050円 | 3,950円 | 8,100円 | 7,900円 |
| 第4階層 | (48,600円未満) | 5,600円 | 5,500円 | | |
| | (48,600円以上 61,000円未満) | 6,100円 | 6,000円 | | |
| 第5階層 | 61,000円以上 73,000円未満) | 8,750円 | 8,600円 | | |
| 第6階層 | (73,000円以上 77,101円未満) | 10,800円 | 10,600円 | | |

【保育認定（3歳児未満・3号認定）】

| 階層区分 (所得割課税額) | | 改正後 | | 改正前 | |
|------------------|--------------------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | | 保育標準 時間 | 保育短時 間 | 保育標準 時間 | 保育短時 間 |
| 第2階層 | 非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第3階層 | 均等割額世帯 | 6,200円 | 6,050円 | 12,400円 | 12,100円 |
| 第4階層 | (48,600円未満) | 7,300円 | 7,150円 | | |
| | (48,600円以上 61,000円未満) | 7,800円 | 7,650円 | | |
| 第5階層 | 61,000円以上 73,000円未満) | 10,650円 | 10,450円 | | |
| 第6階層 | (73,000円以上 77,101円未満) | 12,000円 | 11,750円 | | |

2 施行日 公布の日（平成28年4月1日適用）

| | |
|------------------|---|
| 議案第 171 号 | 南相馬市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について |
|------------------|---|

【趣旨】

総合病院に整備する脳卒中センターの個室に室料差額を設定するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

| 病室区分 | 室料差額 (1日) | 設備・面積 |
|------------------|----------------------|---|
| 1床室1 (個室・19室) | 6,000円 (税込6,480円) | 設備：トイレ、シャワー、テレビ、冷蔵庫、椅子、 テーブル、キャスター付きキャビネット 面積：15.4㎡ |
| 1床室2 (個室・5室) | 5,000円 (税込5,400円) | 設備：トイレ、テレビ、冷蔵庫、椅子、テーブル、 キャスター付きキャビネット 面積：15.4㎡ |

2 施行日 平成29年2月1日

補正予算関係

- 議案第 172 号 平成 2 8 年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 173 号 平成 2 8 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 174 号 平成 2 8 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 175 号 平成 2 8 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 176 号 平成 2 8 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第 177 号 平成 2 8 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 178 号 平成 2 8 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 179 号 平成 2 8 年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第 180 号 平成 2 8 年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第 181 号 平成 2 8 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第 182 号 平成 2 8 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

その他

議案第 183 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

| | |
|------------|---|
| 取得の目的 | 被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 |
| 取得する動産及び数量 | トラクターほか 5 4 台 (購入品明細書は別紙のとおり P 2 4 ~ P 2 7) |
| 取得金額 | 1 6 0 , 5 4 2 , 0 0 0 円 |
| 取得の方法 | 指名競争入札による買入れ |
| 納期 | 契約締結日から平成 2 9 年 3 月 2 4 日まで |
| 取得の相手方 | 南相馬市原町区高見町一丁目 1 2 3 番地の 3 株式会社南東北クボタ 原町営業所 |

議案第 184 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

かしま交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
かしま交流センター
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市鹿島区御山字鍵取 3 2 番地
名称 特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ
代表者の氏名 理事長 但野 裕
- 3 指定期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 185 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

真野交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
真野交流センター
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区本町一丁目 3 1 番地 四ツ葉ビル 1 F
名称 認定特定非営利活動法人フロンティア南相馬
代表者の氏名 代表理事 草野 良太
- 3 指定期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 186 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

原町斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
原町斎場
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区金沢字荒次郎 2 8 3 番地の 1
名称 株式会社 相双環境整備センター
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 光正
- 3 指定期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 187 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市サービスエリア利活用拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

南相馬市サービスエリア利活用拠点施設

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市原町区高見町二丁目 3 0 番地の 1

名称 株式会社野馬追の里

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 博人

3 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 188 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市水産業共同利用施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

南相馬市水産業共同利用施設（漁船保全修理施設、作業保管（漁具倉庫）施設、作業保管（作業場）施設、水産物鮮度保持施設、水産物荷さばき施設）

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 福島県相馬市尾浜字追川 1 9 6 番地

名称 相馬双葉漁業協同組合

代表者の氏名 代表理事組合長 佐藤 弘行

3 指定期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 189 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市パークゴルフ場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬市パークゴルフ場
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市鹿島区御山字鍵取 3 2 番地
名称 特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ
代表者の氏名 理事長 但野 裕
- 3 指定期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 190 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬屋内市民プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬屋内市民プール
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区本町一丁目 3 1 番地 四ツ葉ビル 1 F
名称 認定特定非営利活動法人フロンティア南相馬
代表者の氏名 代表理事 草野 良太
- 3 指定期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

| |
|--------------------|
| 報告第16号 専決処分の報告について |
|--------------------|

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第21号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年11月16日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

46,440円

| | | |
|---|-----------------|---------|
| { | うち保険等により補てんされる額 | 46,440円 |
| | 市が自ら負担する額 | 0円 |

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成28年6月9日午後2時頃、原町区本町二丁目27番地内の市役所西庁舎2階北側にある階段踊り場において、相手方が西庁舎2階の執務室から退出した際に、踊り場の壁に立て掛けてあったスチール製工作物(180cm×18cm)が倒れ、相手方の顔に当たり、メガネを損傷させるとともに、右目脇を傷つけたもの。

相手方は、公務で本市に出張してのけがであることから身体に係る対応は、公務災害補償によるものとし、本市は、物損(メガネ)額を賠償するもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

【専決第22号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年11月16日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

118,800円

| | | |
|---|-----------------|----------|
| { | うち保険等により補てんされる額 | 0円 |
| | 市が自ら負担する額 | 118,800円 |

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成28年9月25日、小高区関場一丁目70番地の小高商業高校校庭内で実施した南相馬市総合防災訓練において、相手方から借用したテーブル55台を返却する際に、テーブルの天板と天板を組み合わせて作業するところを、一部のテーブルについてテーブルの天板とテーブルの脚とを組み合わせて作業したため、5台のテーブルの天板にへこみが生じ、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立

て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

別紙

議案第183号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 明細書総括

| 用途 | 機種 | 台数 |
|-------------------------|----------------------------|-----|
| 農用トラクター | トラクター | 7台 |
| 耕土改良・造成用機械 (アタッチメント) | 溝堀機、表土均平機 | 3台 |
| 耕うん用機械 (アタッチメント) | ロータリー | 6台 |
| 碎土整地用機械 (アタッチメント) | 代かきハロー、あぜ塗り機 | 2台 |
| 施肥・播種用機械 (アタッチメント等) | ブロードキャスター、直播機 | 8台 |
| 移植・育苗用機械 | 田植機 | 6台 |
| 移植・育苗用関連機器 | 育苗用播種機、 湛水直播用粉衣・調整関連機器等 | 7台 |
| 栽培管理用機械 | 乗用管理機、法面草刈機、 カルチベーター等 | 6台 |
| 防除用機械 | 動力噴霧機 | 5台 |
| 飼料生産用機械、施設 (アタッチメント) | デットレーキ、ハイベラー、 ベールラッパー | 3台 |
| その他 (アタッチメント) | フロントローダー、汎用トレーラー | 2台 |
| 合計 | | 55台 |

議案第183号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 明細書

| 機 種 | 型 式 等 | | 数量 |
|--------------------|-----------|----------------------------------|----|
| トラクター | 株式会社クボタ | S L 5 4 H C Q M A N S W F 2 C | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | S L 5 4 H C Q M A N W T P | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | M R 7 7 Q M A X W U R 2 | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | M R 8 7 Q M A X W U R 2 | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | M R 9 7 Q M A X W U P C 3 | 1 |
| トラクター | ヤンマー株式会社 | Y T 4 6 3 Y U Q R 2 | 1 |
| トラクター | ヤンマー株式会社 | Y T 5 1 0 1 Y U Q R 8 | 1 |
| 溝堀機 (アタッチメント) | 松山株式会社 | R D 2 5 2 | 1 |
| 表土均平機 (アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | L L 4 0 0 0 | 1 |
| 表土均平機 (アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | L L 5 0 0 0 | 1 |
| ロータリー (アタッチメント) | 小橋工業株式会社 | F T F 2 2 1 T - 4 S A | 1 |
| ロータリー (アタッチメント) | 小橋工業株式会社 | F T V 2 4 0 T - 4 L | 1 |
| ロータリー (アタッチメント) | 株式会社クボタ | R M 2 2 S - L C | 1 |
| ロータリー (アタッチメント) | 松山株式会社 | L X R 2 4 1 0 - 4 L | 1 |
| ロータリー (アタッチメント) | 松山株式会社 | M X R 2 2 1 0 - 4 L | 1 |
| ロータリー (アタッチメント) | 松山株式会社 | D X R 2 6 1 0 - 4 L | 1 |

| 機 種 | 型 式 等 | | 数量 |
|------------------------|------------------|--------------|----|
| 代かきハロー (アタッチメント) | 松山株式会社 | WLD6010NW-OL | 1 |
| あぜ塗り機 (アタッチメント) | 小橋工業株式会社 | XRV870T-L | 1 |
| ブロードキャスター (アタッチメント) | 株式会社IHIスター | MBC451PK | 1 |
| ブロードキャスター (アタッチメント) | 松山株式会社 | MC608E-L | 1 |
| ブロードキャスター (アタッチメント) | 松山株式会社 | MP605 | 1 |
| 直播機 (アタッチメント) | 株式会社クボタ | NDS-60F | 1 |
| 直播機 (アタッチメント) | 株式会社クボタ | NDS-80F | 2 |
| 直播機 (アタッチメント) | ヤンマー株式会社 | ST6GF | 1 |
| 直播機 (アタッチメント) | ヤンマー株式会社 | ST8G | 1 |
| 田植機 | 株式会社クボタ | ZP-67T5F-R | 1 |
| 田植機 | 株式会社クボタ | EP8D-F-GS | 3 |
| 田植機 | ヤンマー株式会社 | RG6XXU-ZF | 1 |
| 田植機 | ヤンマー株式会社 | YR8DXUY-ZF | 1 |
| 育苗用播種機(電動式) | 株式会社スズテック | THK4009B | 1 |
| 育苗用催芽機(器) | 株式会社タイガーカワ シマ | YS-500P | 1 |
| 湛水直播用粉衣・調整開 連機器 | 株式会社クボタ | TC40 | 4 |
| 鉄コーティング酸化装 置 | 株式会社クボタ | HFD100 | 1 |

| 機 種 | 型 式 等 | | 数量 |
|---------------------------------|--------------|--------------------------------|-----|
| 乗用管理機 | 井関農機株式会社 | J K B 2 3 S H P 5 W B 4 G V | 1 |
| カルチベーター (アタッチメント) | 日農機製工株式会社 | N S K - 3 | 1 |
| 高精度畑用中耕除草機 (アタッチメント) | 小橋工業株式会社 | D C 3 0 1 T - 4 S | 1 |
| 法面草刈機(スライドモ ア)(アタッチメント) | 松山株式会社 | T D C 1 4 0 0 - 4 S | 1 |
| 法面草刈機(スライドモ ア)(アタッチメント) | 株式会社タカキタ | Z M T E 1 8 0 0 | 1 |
| 法面草刈機(スライドモ ア)(アタッチメント) | 株式会社タカキタ | Z M T E 2 0 0 0 | 1 |
| 動力噴霧機 | 株式会社丸山製作所 | B S A - 6 5 0 C C G 6 - 1 | 1 |
| 動力噴霧機 | 株式会社丸山製作所 | B S A - 6 5 0 C E G 6 - 1 | 1 |
| 動力噴霧機 | 株式会社丸山製作所 | B S A - 6 5 0 C E | 2 |
| 動力噴霧機 | 株式会社やまびこ | R V 6 0 Y W / 9 5 - 1 0 | 1 |
| デッターキ (アタッチメント) | 株式会社I H Iスター | M G H - 3 1 0 0 | 1 |
| ハイベラー(ラウンド ベラー)(アタッチメ ント) | 株式会社I H Iスター | T V R 2 3 0 0 W N T | 1 |
| ベールラッパー (アタッチメント) | 株式会社タカキタ | W M 1 2 7 1 A | 1 |
| フロントローダー (アタッチメント) | ヤンマー株式会社 | F L 5 1 1 3 P C F L D A | 1 |
| 汎用トレーラー (アタッチメント) | 株式会社I H Iスター | T M T 8 0 3 0 B | 1 |
| 合 計 | | | 5 5 |